大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

令和2年5月25日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第42号

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則(平成26年大和市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が 著しく困難であると認めるときは、同号」を「次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第3項の 規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳 幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、 利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要 な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

第3条第5項中「場合」の次に「(同項第2号に該当する場合に限る。)」を加え、「児童福祉 法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第34条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。